

横芝光町農業委員会 2月第11回定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月7日(月) 午後4時～午後4時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
			6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 (1名) 5番 大川戸 直美

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

令和3年度第11次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年2月(第11回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日は、5番 大川戸直美委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 佐久間正好委員、11番 小野秀明委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和4年2月7日提出 横芝光町農業委員会会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、10件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から⑩の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、屋形字宮後の田2筆、計1,615㎡です。県外に住んでいる譲渡人から親戚である譲受人へ贈与により所有権移転するものです。

続きまして、2件目から4件目までは譲受人を同じとする申請です。

まず、2件目の申請地は、宮川字入表の田6筆、計5,765㎡です。親子間での贈与による所有権移転の申請です。なお、譲受人の経営面積が0となっています。親元就農の形から独立したいと、また、譲渡人においては、子へ経営を継承したいと申請がありました。

続きまして、3件目の申請地は、上原字茗郷の田(現況は畑)、183㎡です。譲受人の親元の近隣にお住まいの譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、自身での耕作が困難であると、譲受人へ売買により所有権移転するものです。

続きまして、4件目の申請地は、上原字茗郷の田、398㎡です。譲渡人は、住所は町内で3件目の譲渡人の住所の隣になりますが、実際は町外に住んでおり、自身での耕作が困難であると、譲受人へ売買により所有権移転するものです。

2件目から4件目までの面積を併せますと6,346㎡となり、許可要件の1つである権利取得後の農地面積50アール以上を満たします。

続きまして、5件目の申請地は、原方字和宗内及び字白金、尾垂イ字堀込の畑4筆、計5,306㎡です。養豚を営む譲受人が、豚の飼料代が高騰しており、必要な飼料の一部を自主生産とすることで、費用を抑えたいと、売買により所有権移転するものです。

5件目も経営面積が0となっていますが、今回の申請された面積が、5,306㎡ありますので、許可要件の1つである権利取得後の農地面積50アール以上を満たします。

なお、譲受人は農地所有適格法人としての要件を満たしています。

続きまして、6件目の申請地は、虫生字一町田の田3筆、計2,927㎡です。体調面から耕作が困難となった譲渡人から経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、7件目から9件目までは譲受人を同じとする申請です。

7件目の申請地は、木戸字十三割の田、623㎡です。

8件目の申請地は、木戸字十三割及び字十六割の田3筆、計3,563㎡です。

9件目の申請地は、木戸字十六割の田、214㎡です。

7件目から9件目までの譲渡人3名は親類関係にあります。これまでは、8件目の譲渡人が、7件目と9件目の農地の耕作を所有者に代わって行っていたようですが、高齢により離農するため、経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、10件目の申請地は、芝崎字三鍬立の田(現況は畑)、909㎡です。高齢で農業を行っていない譲渡人から経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

申請のありました10件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

11番 小野です。この件は、譲渡人が町外に居住し、農業をしていないため、申請地の管理を親戚でもある譲受人が肩代わりして続けてくれていました。親戚でもある譲受人へ贈与により、所有権移転をするものです。なお、申請地では、水稻の作付けを予定しているとのこと。問題ないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

10番 10番 行木です。この件については、親子間で、子が農業経営を引き継ぐため、贈与により所有権移転をするものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しています。問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

10番 10番 行木です。この件については、2件目と同じ譲受人が、経営継承をきっかけに、経営規模拡大を目指し、売買により所有権移転するものです。なお申請地では柿など、果樹の作付けを予定しています。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

10番 10番 行木です。この件については、2件目3件目と同じ譲受人へ、3件目の申請地とすぐ近くの農地を売買により所有権移転をするものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しています。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

初めに、原方地先の申請地について、まずは10番行木栄一委員に説明をお願いします。

10番 10番 行木です。現地を見てきましたが、トラクターかけてきれいな畑の状態になっていました。売買による所有権移転で小麦と飼料用米を作るということでした。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続いて、尾垂地先の申請地について、12番平山雅英委員をお願いします。

12番 12番 平山です。この件につきましては、譲渡人が高齢で耕作ができないため、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転をするものです。なお、申請地では養豚用のえさとして小麦の作付けを予定しているとのことですので、よろしくお願いします。

議 長 以上2人の説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

11番 11番 小野です。経営面積が0なのに家畜頭数2000頭というのはどういうことですか。

事務局 畜舎につきましては、転用が必要となります。農地の経営面積としては、0となります。

11番 農業者ではないということになるのですか。

事務局 田畑などの農地は持っていないなくても畜産農業者です。複合経営で畜産と田畑の耕作をしている方もいらっしゃいます。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、5件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番 3番 土屋です。この件については、譲渡人が、体調の面で、耕作ができず経営規模を縮小するため、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転をするものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しているとのことです。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、6件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、6件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて7件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番 12番 平山です。この件は、譲渡人が町外に住んでおり、農業ができないため、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転をするものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しているとのことです。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、7件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、7件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて8件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番 12番 平山です。この件につきましては、譲渡人が高齢で耕作ができないため、経営規模拡大を目指す譲受人が、売買により農地を取得するものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しているとのことです。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、8件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、8件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、8件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて9件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番 12番 平山です。この件につきましては、譲渡人が高齢で耕作ができないため、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転をするものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しているとのことです。問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 説明が終わりましたので、9件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、9件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、9件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて10件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番 3番 土屋です。この件については、譲渡人が農業をしていないため、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転をするものです。なお、申請

地では、小松菜等の作付けを予定しているとのことです。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、10件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、10件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、10件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 令和3年度第11次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 令和3年度第11次農用地利用集積計画(案)の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和3年度第11次農
用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年2月7日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、中間管理機構設定7件、再設定2件の合計9件です。

初めに中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者、利用権の設定を受け転貸を行う者、転貸を受ける者は資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は、すべて賃借権で、期間つきましては、すべて10年間となります。

利用権を設定する農地ですが、中間管理機構設定1件目は、新井字中町の田、9,044㎡です。

中間管理機構設定2件目は、篠本字下埜の田、1,336㎡です。

中間管理機構設定3件目は、新井字矢井道の畑、1,935㎡です。

中間管理機構設定4件目は、篠本字境田の田、4,517㎡です。

中間管理機構設定5件目は、篠本字下沼の田、692㎡です。

中間管理機構設定6件目は、篠本字下沼の田、5,878㎡です。

中間管理機構設定7件目は、篠本字新神野及び字新八丁の田2筆、計8,524㎡です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は、すべて賃借権、期間はすべて10年間となります。

利用権を設定する農地ですが、再設定1件目は、傍示戸字若梅辺田及び字井戸向の田9筆、計8,918㎡です。

再設定2件目は、坂田池字清理の田4筆、計3,952㎡です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、中間管理機構設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、中間管理機構設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって中間管理機構設定については、すべて原案のとおり決定しました。

続いて、再設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定しました。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局	以上をもちまして、令和4年2月(第11回)農業委員会定例総会を閉会します。
-----	---------------------------------------